

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成30年11月12日

環境大臣 原田 義昭 殿

申請者

住所 茨城県水戸市笠原町978-6

氏名 茨城県知事 大井川 和彦



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6第1項の規定により、船舶海洋施設からの廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：波崎漁港における水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条2項第5号ロの政令で定める基準に適合するもの。（詳細は別紙-1のとおり）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2019年 1月 1日～ 2023年 12月31日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 150,000m <sup>3</sup>
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2019年 1月 1日～2019年12月31日：30,000m <sup>3</sup> 2020年 1月 1日～2020年12月31日：30,000m <sup>3</sup> 2021年 1月 1日～2021年12月31日：30,000m <sup>3</sup> 2022年 1月 1日～2022年12月31日：30,000m <sup>3</sup> 2023年 1月 1日～2023年12月31日：30,000m <sup>3</sup>
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定するIV海域内のうち、以下の点を中心にした半径500mの海域 北緯35° 53' 39" 東経141° 17' 04" 詳細は別紙-2のとおり
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年環境省令第28号）第6条第1項に規定する排出方法で実施する。なお航行中の排出は行わない。（詳細は別紙-3のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙-4のとおり
	監視の頻度	別紙-4のとおり
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

（日本工業規格 A列4番）

